

介護職等人材確保支援事業

★町内介護及び障がい福祉サービス事業所で働く
介護職等の人材確保のため次の支援事業を実施
します！

◆ 介護職等転入奨励助成金

町内に転入し、町内の介護及び障がい福祉サービス事業所に就労した方

◆ 介護職等復職等奨励助成金

町内在住で介護及び障がい福祉サービス事業所に復職等した方

◆ 介護職等奨学金返済助成金

町内在住で、町内介護及び障がい福祉サービス事業所に勤務する方で、
本人名義の奨学金を返済している方

※詳細は裏面をご覧ください。

【各事業の問合せ先】

介護サービス事業

愛川町民生部高齢介護課
TEL：046-285-6938

障がい福祉サービス事業

愛川町民生部福祉支援課
TEL：046-285-6928



介護職等人材確保支援事業【制度案内】

名 称	介護職等転入奨励助成金
制度概要	町内に転入し、町内の介護及び障がい福祉サービス事業所に就労した者に対し、助成金を交付するもの
施行日	平成31年4月1日(基準日:平成31年1月1日)
交付対象要件	次のいずれの要件も満たす者 (1)平成31年4月1日以降に町内の介護施設等(介護及び障がい福祉サービス事業所)に介護職等(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、准看護師、介護支援専門員)としてで就労することが決定していること。 (2)平成31年1月1日以降に町外から転入し、本町に住所を有した者(本町を転出した日から1年以内に再転入した者を除く。) (3)採用日から1年以上継続して、介護施設等に常勤として就労する予定があること。 (4)採用日から1年以上継続して、本町に居住する予定があること。 (5)町税などを完納していること。 (6)介護職等復職等奨励助成金・介護職等奨学金返済助成金を活用した助成金の交付を受けていないこと。
助成金額	20万円(一律:15万円+引越しに係る経費:5万円上限)
提出書類	(1)交付申請書 (2)住民票の写し(愛川町への転入日の記載があるもの) (3)就労先の在籍証明書 (4)修了証明書(保有資格の証明書類)の写し (5)誓約書 (6)領収証等当該引越しに要した費用が分かる資料

名 称	介護職等復職等奨励助成金
制度概要	町内の介護及び障がい福祉サービス事業所に介護職等として復職等した者に対し、助成金を交付するもの
施行日	平成31年4月1日
交付対象要件	次のいずれの要件も満たす者 (1)平成31年4月1日以降に町内の介護施設等に介護職等として採用された者で、過去に介護施設等を退職後1年以上経過して復職する者又は介護職等としての就労経験がなく、新たに就労する者であること。 (2)採用日から1年以上継続して、本町に居住する予定のあること。 (3)採用日から1年以上継続して、介護施設等に常勤として就労する予定があること。 (4)町税などを完納していること。 (5)介護職等転入奨励助成金・介護職等奨学金返済助成金を活用した助成金の交付を受けていないこと。
助成金額	20万円
提出書類	(1)交付申請書 (2)住民票の写し(愛川町への転入日の記載があるもの) (3)就労先の在籍証明書 (4)誓約書 (5)修了証明書(保有資格の証明書類)の写し

名 称	介護職等奨学金返済助成金
制度概要	奨学金を利用して介護職等の資格を取得し、町内の介護及び障がい福祉サービス事業所に勤務する者に対し、奨学金の返済金額の一部を助成するもの
施行日	平成31年4月1日
交付対象要件	次のいずれの要件も満たす者 (1)奨学金を利用して資格を取得し、現に奨学金の返済を行っていること。(本人名義) (2)平成31年4月1日以降、奨学金の返済を行った日に、介護施設等に介護職等として採用されていること。 (3)採用日から1年以上継続して、本町に居住する予定があること。 (4)採用日から1年以上継続して介護施設等に常勤として就労する予定があること。 (5)採用日から3年以内である者。 (6)町税などを完納していること。 (7)介護職等転入奨励助成金・介護職等復職等奨励助成金を活用した助成金の交付を受けていないこと。
助成金額	町内の介護及び障がい福祉サービス事業所に勤務している期間に、奨学金の返済に要した費用の1/2(上限20万円) 最長3年(最大60万円) ※1年以内に退職・転出した場合は助成金の返還を求める
提出書類	(1)交付申請書 (2)住民票の写し(愛川町への転入日の記載があるもの) (3)就労先の在籍証明書 (4)誓約書 (5)修了証明書(保有資格の証明書類)の写し (6)奨学金貸与証明書及び返済を証明する書類